

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

〃

### 【公告】

○ 落札者等の決定

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の

失効

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○

○

○

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○

○ 落札者等の決定

環境管理課

〃

環境企画課

耕地課

治山課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 西松建設株式会社

住 所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

氏 名 代表取締役社長 高瀬 伸利

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 西松建設株式会社令和2年度玉島笠岡道路西大島トンネル他工事

所在地 笠岡市西大島地内

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	55 生コンクリート製造業の用に 供するバッチャープラント	
能	力	40m <sup>3</sup> /時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和3年11月1日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和3年11月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和3年12月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続4時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4
	p H	11~12	11~12
	B O D (mg/L)	8	8
	C O D (mg/L)	20	30
	S S (mg/L)	1,500	3,000
	油 分 (mg/L)	2	3
	T - N (mg/L)	20	20
	T - P (mg/L)	2	2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	濁水処理施設				
種 類 及 び 型 式	濁水処理設備 (H F S - 4 0)				
構 造	S S製ほか				
主 要 寸 法	幅6.2m×長さ14.9m×高さ3.2m				
能 力	40m <sup>3</sup> /時間				
処 理 の 方 法	凝集沈殿+機械脱水+p H調整				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和3年11月1日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和3年11月30日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和3年12月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	240	960	240	960
	p H	11~12	11~12	6.0~8.5	6.0~8.5
	B O D (mg/L)	8	8	8	8
	C O D (mg/L)	20	30	20	30
	S S (mg/L)	1,500	3,000	40	50
	油 分 (mg/L)	2	3	2	3
	T - N (mg/L)	20	20	20	20
T - P (mg/L)	2	2	2	2	

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1	
	新設	
区分	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	240	960
p H	6.0~8.5	6.0~8.5
BOD (mg/L)	8	8
COD (mg/L)	20	30
S S (mg/L)	40	50
油分 (mg/L)	2	3
T-N (mg/L)	20	20
T-P (mg/L)	2	2

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年8月13日から同年9月3日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第四百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止		
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-6-7)		同左		
能	力	8.0m <sup>3</sup> /時 2.4~2.5回/日		8.0m <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)		3.9	4.7	同左	
	p H		0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/L)		300	400		
	S S (mg/L)		33	57		
	油 分 (mg/L)		32	41		
	T - N (mg/L)		19	38		
	T - P (mg/L)		6	10		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		7.6	15.2		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和3年8月13日から同年9月3日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

環境放射線等監視システム更新業務 一式

二 契約期間

契約締結日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部環境企画課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年八月四日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所中国支社

広島県広島市中区袋町五番二十五号

六 落札金額

九八、六二六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、九六六、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年六月二十二日



# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 八社地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 八社地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年八月十三日から同年九月三日まで

三 縦覧の場所

津山市役所

令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三五〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作一八	登 録 番 号	
竹本 正義	氏名又は 名称	生 産 事 業 者
真庭市清谷九六二	住 所	
幼苗の育成 以外の 苗木育成	生産事業の 内容	
竹本育苗住 所地に同じ	事業所の 名称及び 所在地	

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字座頭橋四九三―四、四九四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区福富西二―一〇―二三

吉田 賢司

吉田 幸子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十日岡山県指令建指第一八号

令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘東三丁目三―七一、一一六九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区野田四―六一〇

大和ハウス工業株式会社 岡山営業所

支配人 大橋 通暢

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月五日岡山県指令建指第一二四号

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町益坂字長谷一―二六、一―五、一―一、地頭上字長谷四九、四九―

二、四九―三、五一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市中島二三七〇―一二七

伊井工業株式会社

代表取締役 伊井 信博

三 許可年月日及び許可番号

令和三年一月二十日岡山県指令建指第三七四号

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五一三一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市山地一二九一―一二

岡田 尊典

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月二十八日岡山県指令建指第一〇四号

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町益坂字長谷一―二六、一―五、一―一一、地頭上字長谷四九、四九―

二、四九―三、五一

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市中島二三七〇―一二七

伊井工業株式会社

代表取締役 伊井 信博

五 許可年月日及び許可番号

令和三年一月二十日岡山県指令建指第三七四号

# 令和3年8月13日 岡山県公報 第12318号

〔三四一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
オンラインミス型グループウェアシステムの借入れ 一式
- 二 借入期間  
令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部警務部情報管理課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和三年七月二十九日
- 五 落札者の名称及び住所  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
東京都港区芝浦一丁目二番三号
- 六 落札金額  
一月当たり九四二、三一五円（うち消費税額及び地方消費税の額八五、六六五円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和三年五月二十八日